

(プライバシーへの配慮)

第8条 県教育委員会及び市町村教育委員会は、対象となる教員のプライバシーには十分配慮しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、判定審議会の組織に関する事項、研修の実施等必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。